

調達要求番号：

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	プリント及び カッティング器材の借上	C P S - K 9 9 2 0 2 2	
		大臣 承認	令和 年 月 日
		作成	令和 7年 5月27日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部 隊等名	補 給 本 部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊浜松基地教材整備隊（以下，“教材整備隊”という。）において使用するプリント及びカッティング器材（以下，“本器材”という。）の借上について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の1.2 による。

1.3 引用文書等

引用文書等は、次による。

- a) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1) 仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

2) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）[防装庁（事）第3号31.1.9]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号31.1.9）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

b) 関連文書

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

国際エネルギースタープログラム制度要綱（令和2年経済産業省告示第52号）

国際エネルギースタープログラム制度運用細則 [資第6号（令和2年3月11日）]

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

2 製品に関する要求

2.1 借上品目

借上品目は、表1による。

2.2 一般事項

- a) 本器材は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）及び情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、本器材のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の搾取、不正機能の組込み等が行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。
- b) 本器材は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク [未発見の意図せざる脆弱性を除く。（以下，“障害等リスク”という。）] が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下，“ソースコード等”という。）の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

2.3 全般

2.3.1 運用目的

本器材は、教材整備隊において学校及び部隊等教育訓練に使用する工作教材等を作成するために運用する。

2.3.2 借上期間

令和7年12月1日～令和10年3月31日

2.3.3 設置場所

航空自衛隊浜松基地（教材整備隊工作隊工作班）

2.4 機能・性能

機能及び性能は、次による。

2.4.1 作動条件

本器材は、次の電圧及び周波数で作動が可能である。

a) 電圧 単相 100 V

b) 周波数 50/60 Hz

2.4.2 プリンタ

a) 印刷方式は、インクジェット方式とする。

品名	プリント及びカッティング器材の借上
----	-------------------

- b) インクは、UVインクとする。
- c) 印刷解像度又はプリント分解能は、1 200 dpi 以上とする。
- d) メディア印刷幅は、810 mm 以下とする。
- e) メディア厚は、1.0 mm 以下とする。
- f) メディア外径は、250 mm 以下とする。
- g) メディア重量は、40 kg 以下とする。
- h) 印刷／カッティング幅又は作図幅は、736 mm～800 mm とする。
- i) カッティング速度は、最大 300 m²/s とする。
- j) カッター圧は、30 gf～450 gf の範囲が可能である。
- k) インターフェースは、イーサネット（1 0 0 0 B A S E - T）1ポート以上とする。

2.4.3 編集装置

- a) CPUは、Intel Core i5以上とする。
- b) ストレージは、1 TB 以上とする。
- c) メモリは、32 GB 以上とする。
- d) OSは、Windows 11 64 bit 以上とする。
- e) ディスプレイは、27 in（解像度 1 920 dpi×1 200 dpi）以上で、非光沢とする。
- f) マウスは、レーザーマウスとする。
- g) Microsoft Office Home&Business 2024 以上を有する。

2.4.4 搭載ソフト

搭載ソフトは、次によるものとし、2.4.3 に示す編集装置で使用する。

なお、契約の相手方は、賃貸借開始前日までに、ソフトウェアの品名及びバージョン番号を記載したソフトウェア一覧表及びソフトウェアごとのライセンス内容について確認が可能であるソフトウェアライセンス証書を提出するものとする。

a) 印刷前処理ソフト

- 1) PDF, EPS, Post Script, JPEG及びTIFF形式のデータファイルの取り込みが可能である。
- 2) 表裏の位置合わせ機能を有する。

b) 編集用ソフト Adobe creative cloud FRL Isolate dと同等の性能を有する。

c) セキュリティ対策ソフト 官側が別に保有するインターネット端末で定義ファイルがダウンロードでき、オフライン状態で更新が可能である。

2.5 品質管理

本器材は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2に示す文書を官側と調整の上、提出する。

4.2 設置・調整

設置及び調整は、次による。

- a) 設置及び調整の実施期間は、契約締結日から賃貸借開始の前日までとする。
- b) 設置及び調整を実施するに当たり、現地調査が必要な場合は、官側と調整の上、現地調査を実施することが可能である。
- c) 設置及び調整に使用する消耗品については、契約の相手方が準備する。
- d) 契約の相手方は、本器材を官側の指定する場所に搬入し、規定されている機能及び性能を満足するように組立、設置及び動作確認を実施し、使用可能な状態で引き渡す。

4.3 操作説明

契約の相手方は、賃貸借開始の前日までに、表3を基準として操作説明を実施する。

4.4 保守等

契約の相手方は、本器材が2.4を完全に発揮し得る状態を維持するために適切な保守等を行う。

4.4.1 保守全般

保守全般は、次による。

- a) 契約の相手方は、本器材の障害発生時、緊急に電話連絡がとれるとともに迅速に本器材の設置場所へ技術員を派遣し修理を行う保守体制を確立する。ただし、電話のみで対応が可能な場合は、この限りではない。また、賃貸借開始の前日までに、保守の連絡先、対応時間及び現地派遣の場合の要員の連絡先を記載した保守連絡先一覧表を作成し、教材整備隊工作隊長へ提出する。
- b) 契約の相手方は、官側と協議の上、必要に応じて代替品を準備する。
- c) 契約の相手方は、保守作業終了後、速やかに、実施日、作業名、実施場所、作業内容等を記載した保守作業報告書を教材整備隊工作隊長へ提出する。

4.4.2 更新等

OS及びその他のソフトウェアについては、契約履行中、必要なサポートを受けられるものを採用し、修正版及び更新版については、官側と協議し、必要と認められる場合は、提供し、適用する。

4.4.3 記憶媒体の交換

障害等によりハードディスク、ソリッドステートドライブ、又はその他常時取り付けられ運用される記憶媒体（リードオンリー型の記憶媒体及び電源消失とともに内容が消去する記憶媒体を除く。）（以下、“ハードディスク等”という。）を交換した場合は、交換作業実施後に当該ハードディスク等を官側立ち会いの下、データ消去を実施するとともに、官側の情報が完全に消去されたことを証明するデータ消去実施報告書を提出する。

品名	プリント及びカッティング器材の借上
----	-------------------

4.5 附属品

附属品は、表4による。

4.6 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 借上器材に含まれる官側の情報については、別途契約する撤去役務において、データの消去、ハードディスク等の破壊等保全上必要な措置を講ずる。
- b) この仕様書において疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- c) 契約の相手方が、現地調査の実施に当たり、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立ち入る必要がある場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達に基づき、事前に立入申請を行い、許可を得る。

4.7 官側における支援

契約の相手方は、設置及び調整に当たり、官側の支援を必要とする場合は、官側と調整の上、無償で次の支援を受けることが可能である。

- a) 官側保有の関連器材の使用
- b) 搬入器材の保管
- c) 事務室、水、電気及び隊内電話の使用
- d) その他必要と認められる事項

品 名	プリント及びカッティング器材の借上
-----	-------------------

表 1 - 借上品目表

器材名称		型式又は性能等	数量・単位
プリンタ		(株) ミマキエンジニアリング : UCJV300-75 ローランド (株) : MG-300	1 EA
編集装置		(株) 日本HP : HP Z2 SFF G9 Work station	1 EA
搭載ソフト	印刷前処理ソフト	(株) ミマキエンジニアリング : Raster Link 7 ローランド (株) : VersaWorks 6	1 SE
	編集用ソフト	Adobe creative cloud FRL Isolated	
	セキュリティ対策ソフト	官側が別に保有するインターネット端末で定義ファイルがダウンロードでき、オフライン状態で更新が可能なもの	
又は同等以上のもの (他社製品を含む。)			
注記 カタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。			

表 2 - 提出書類

番号	名称	秘等区分	種類, 数量及び単位	提出期限	提出先	様式
1	ソフトウェア一覧表	—	電子データ (PDF) 又は紙媒体 × 各 1 部	賃貸借開始の前日までに 保守作業終了後, 速やかに ハードディスク等を交換しデータ消去を実施した都度, 速やかに	教材整備隊工 作隊長	適宜
2	ソフトウェアライセンス証書					
3	保守連絡先一覧表					
4	保守作業報告書					
5	データ消去実施報告書					

品 名	プリント及びカッティング器材の借上
-----	-------------------

表 3－操作説明

内 容	時 間	場 所	対象者数
1 基本操作・応用操作	7時間45分	教材整備隊	8名（基準）
2 取扱時の注意事項			
3 障害対処要領			

表 4－附属品

番号	品 名	数量・単位	備考
1	替え刃	1 EA	本器材に適合している。
2	インク (ブラック, シアン, マゼンタ, イエロー, ライトシアン, ライトマゼンタ, ホワイト)	各 1 LI	
3	静電除去キット イオナイザ	1 SE	